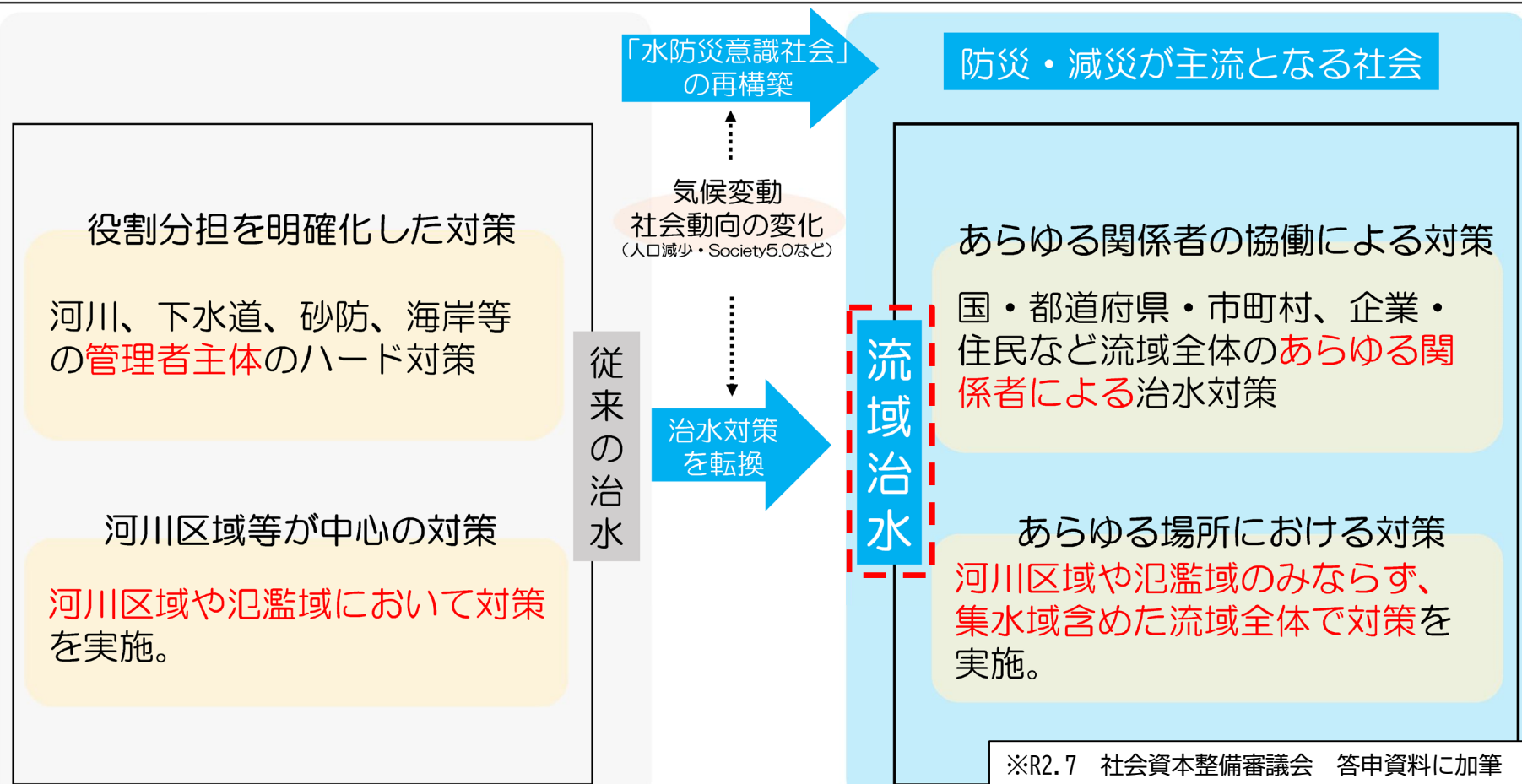


荒川地区流域治水協議会の設立 について

「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 集水域**
- 雨水貯留機能の拡大
〔県・市、企業、住民〕
 - 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用
- 河川区域**
- 流水の貯留
〔国・県・市・利水者〕
 - 治水ダム建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
 - 〔国・県・市〕
 - 土地利用と一体となった遊水機能の向上
 - 持続可能な河道の流下能力の維持・向上
〔国・県・市〕
 - 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
 - 氾濫水を減らす
〔国・県〕
 - 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

- リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫**
- 〔県・市、企業、住民〕
 - 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討
- 氾濫域**
- 浸水範囲を減らす
〔国・県・市〕
 - 二線堤の整備、自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 土地のリスク情報の充実** **氾濫域**
- 〔国・県〕
 - 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信
 - 避難体制を強化する
〔国・県・市〕
 - 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
 - 経済被害の最小化
〔企業、住民〕
 - 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
 - 住まい方の工夫
〔企業、住民〕
 - 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進
 - 被災自治体の支援体制充実
〔国・企業〕
 - 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
 - 氾濫水を早く排除する
〔国・県・市等〕
 - 排水門等の整備、排水強化



3 荒川地区流域治水協議会

【名称】規約 第1条関係

荒川地区とは、荒川流域、新川流域を指すものとする。

【協議会の目的】規約 第2条関係

近年、令和元年東日本台風をはじめとした激甚な水害が発生するなど、気候変動により、水害が激甚化・頻発化している。

このため、荒川地区において、**あらゆる関係者が協働して「流域治水」(流域全体で水害を軽減させる治水対策)**を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

【協議会の構成】規約第3条関係（別表1）

<p>構成員</p> <p>※構成員については、必要に応じて市町村における下水道や、まちづくり、林政部局等の参加も検討していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大河原町 地域整備課長 農政課長 ・村田町 建設水道課長 農林課長 まちづくり振興課長 ・柴田町 都市建設課長 農政課長 ・宮城県 大河原地方振興事務所 農業農村整備部長 ・宮城県 大河原土木事務所 副所長（技術担当）
<p>アドバイザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 調査第一課長 ・宮城県 土木部 河川課 総合治水対策専門監
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県 大河原土木事務所

3 荒川地区流域治水協議会

【協議会の実施事項】規約 第4条関係

- 1 **荒川地区で行う流域治水の全体像**の共有・検討。
- 2 河川に関する対策，流域に関する対策，避難・水防等に関する対策を含む，**「流域治水プロジェクト」の策定と公表。**
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の**実施状況のフォローアップ。**
- 4 その他，流域治水に関して必要な事項。

【会議の公開】規約 第5条関係

協議会は，原則公開とする。内容によっては，協議会に諮り，非公開とすることができる。

【協議会資料等の公表】規約 第6条関係

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし，個人情報等で公表することが適切でない資料等については，協議会に諮り，非公表にすることができる。

【事務局】規約 第7条関係

協議会の事務局は，宮城県大河原土木事務所で行う。